

J R 東海労申第 27 号  
2017 年 3 月 10 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 小林 光昭

### 東京高等裁判所の判決に基づく申し入れ

東京高等裁判所は 3 月 9 日、静岡県労働委員会が平成 26 年 9 月 9 日、J R 東海労本部、静岡地本が不当労働行為救済を求めて申し立てた「平成 25 年（不）第 1 号事件」について、静岡支社管内の沼津、富士、静岡及び浜松の各運輸区に設置されている J R 東海労静岡地本の掲示板に掲出された掲示物を撤去したことは不当労働行為であると判断し、会社に対して J R 東海労及び静岡地本に謝罪文の手交の命令を取り消した静岡地方裁判所の判決を覆し、静岡県労働委員会の判断が正当である判決を下した。

この判決に関して、下記の通り申し入れるので誠意を持って対応すること。

### 記

1. 東京高等裁判所の判決に従い、早急に謝罪文を手交すること。
2. 手交に当たっては、事前に組合側幹事と協議し、日時、場所等を決定すること。
3. 謝罪文は会社の責任者である社長が手交すること。
4. 東京高等裁判所の判決を真摯に受け止め、上告等、法的措置を行わないこと。
5. 今後二度と、組合掲示物撤去などの不当労働行為を行わないこと。

以 上